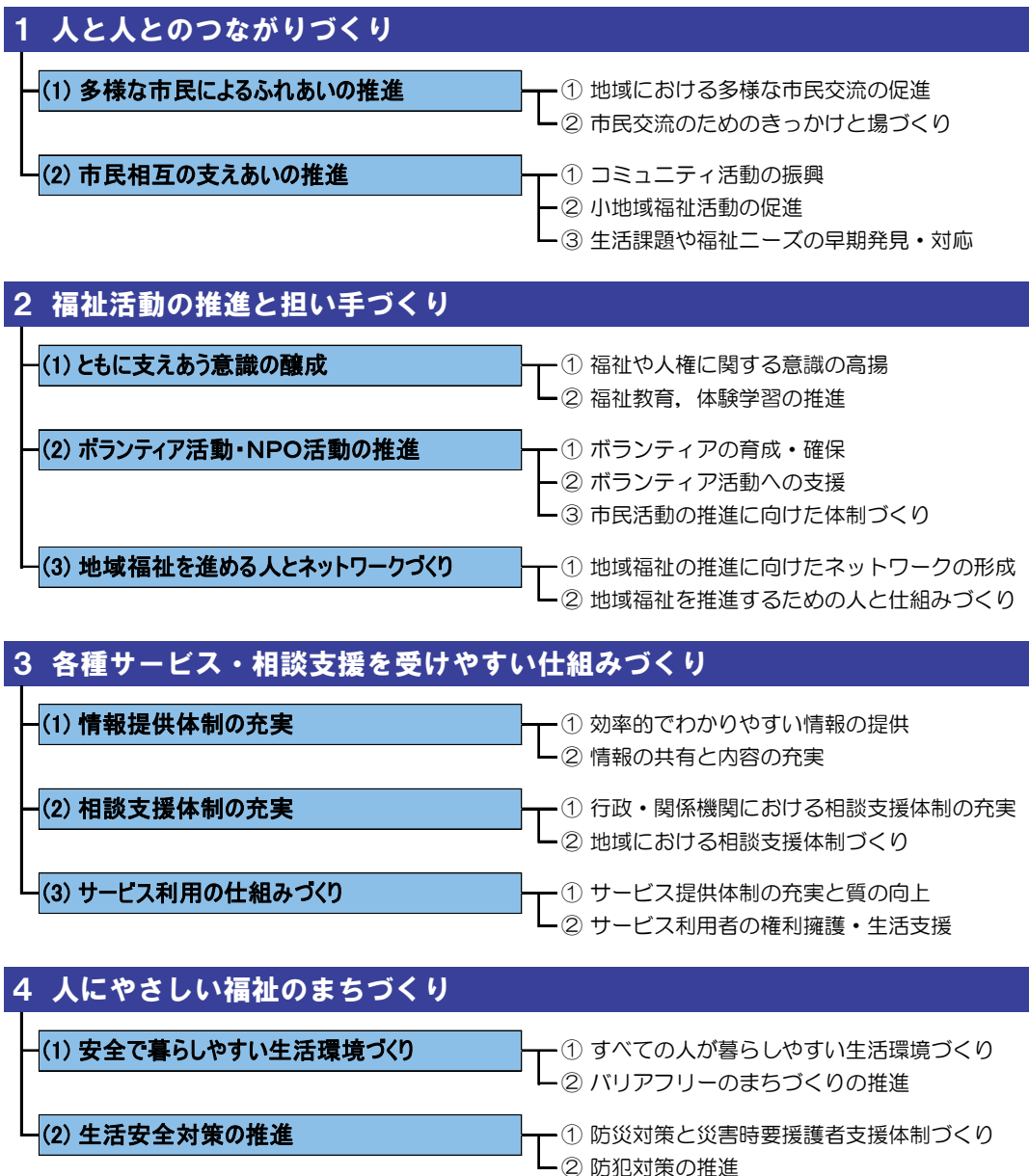


## 第4章 地域福祉の推進に向けた取組

前章で掲げた計画の基本方向に基づき、今後、竹原市において推進する取組を以下に掲げます。なお、ここで取り上げる施策・事業や市民、団体、事業者等の取組については現在すでに実施され、実績・成果等をあげているものを多数含んでいます。今後の地域福祉の推進にあたって、竹原市がより良いまちとなるように願い、あらためてこれらの取組も含めて掲げるものです。

### 《竹原市地域福祉計画 施策の体系》



# 1. 人と人とのつながりづくり

## (1) 多様な市民によるふれあいの推進

### 【課題と方向性】

竹原市は、臨海する平地部や古い街並みを残した市街地、田園地域、山間・山麓部など、「まち」の様子や居住者の年齢層などが異なる地域で構成されています。

各地域とも居住歴の長い市民の間では親しい近所づきあいが行われていますが、その半面、近すぎる人間関係に個人情報保護などの面で不満を感じている人も少なからずみられます。また、市外から転居してきた人と昔から住んでいる人との間で交流が少ないところや、地域組織と関わりを持たない人が増える状況も見受けられるほか、アンケートやワークショップ等では、交流の場が少なく近所づきあいも難しくなりつつあること、若い世代は生活するだけで精一杯であり地域交流を行う余裕がないといった声も寄せられています。

このような状況を背景として、地域交流の活性化や地域で支えあうことの必要性がますます高まっており、地域住民どうしの日常的な信頼関係を構築するという面からも、人と人とのつながりが重要となっています。

地域の状況やその課題を一番よく知るのはそこに住む人たちです。お互いの顔がわかり、住みやすく、相互に助けあう地域となるよう市民が主体となって積極的にまちづくりに取り組む必要があります。このため、豊かな自然環境や地域におけるさまざまな資源を有効に活用し、高齢者、障害のある人、子育て世帯などを含め幅広い市民の多様なふれあいを促進していきます。

### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

#### ◆地域における多様な市民交流の促進

○まずは日常的に関わりのある者どうしがあいさつや会話をすることから信頼関係を深めていく。

○近所づきあいがよく、まとまりがあるが、その半面、人のうわさや陰で悪口をいうなど、近所づきあいでの気遣いが大変。

○世代を問わず顔をあわせたときに声かけやあいさつをすることで、地域のどこにだれが住んでいるかがわかる地域になることが必要。

- 子どもをターゲットにした手づくりの行事に親たちを呼んだり，小学校と連携した退職男性の生きがいつくりなど，次につなげていく工夫を。
- 地域の障害のある人，高齢者が集える場をつくり，一緒に取り組めるイベントをつくる。

◆市民交流のためのきっかけと場づくり

- 地域の子を知らない，他所の子は関係ないという人が多い。子どもの悩みを隣近所で共有し，地域のみんなで子どもを育てるという意識を持つ。
- 若い親は生活するのが精一杯で，子育てができていない。手助けできる人が地域にいることを知ってもらう。
- 近くの空き家などであれば足が悪くなくても集まることできる。場所づくり，メニューづくりなどは住民がアイデアを出しあえるが，行政などから財政支援も必要だ。
- 休耕田で年齢を問わず農作業体験ができる場をつくる。隣組の野菜畑にする。休耕田を軽運動場にし，ふれあいと健康づくりの場とする。

【地域福祉推進に向けた取組】

①地域における多様な市民交流の促進

- 地域福祉の第一歩となる人と人とのつながりづくりに向けて、地域で暮らすさまざまな市民が互いに声をかけあい、良好な近隣関係が今後とも受け継がれるよう、全市的なあいさつ運動の展開を促進します。
- 年齢、障害の有無などに関わらず、すべての人が参加できる行事の開催を働きかけます。また、高齢者や障害のある人など、すべての人に対して地域の行事等への参加を促進します。
- 各種団体・グループによる多様な交流活動を促進します。また、子育て支援活動やPTA活動、趣味の会などを通じて、同世代や世代間の交流を促進します。
- 学校や幼稚園・保育所などにおける子どもと地域住民とのふれあいの推進、総合的な学習の時間<sup>※28</sup>や創造活動などへの地域住民の多様な経験・技能などの活用を図ります。

取組	主な内容	取組の主体
あいさつ運動の推進	◇地域福祉の大切さやあいさつ運動の意義などを広報紙やホームページ、社協広報紙などを通じて情報発信	地域と行政
	◇学校、幼稚園、保育所、各種団体など、市民によるあいさつ運動の実践と協力の促進	地域中心
世代間交流など多様な交流の促進	◇子どもと高齢者のふれあいなど世代間交流の促進	地域中心
	◇障害のある人の地域参加・交流の促進	地域中心
	◇外国籍の人などの地域参加・交流の促進	地域中心
	◇各地区や全市的なふれあい行事などの促進・支援	地域中心
	◇目的・内容の似通った行事などの共同開催の検討	地域と行政
市民の多様な経験・技能などを活用した学習の推進	◇学校、幼稚園、保育所において地域の人々を講師として登用、地域における体験活動の実施など	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※28 総合的な学習の時間：地域や学校，子どもの実態にあわせ，教科の枠を越えて，国際理解・情報・環境・福祉など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間。自ら考え，解決する能力を重視している。

## ②市民交流のためのきっかけと場づくり

- 広報紙やホームページなどを通じてさまざまな地域情報を発信します。
- 公民館や集会所，ふくしの駅などを活用した子どもや高齢者など市民交流の場の確保や居場所づくりを支援します。また，公園・広場など公共施設の整備・保全を図り，地域の交流の場を確保します。
- 障害のある人，子育てに悩んでいる人，ひとり親家庭など当事者どうしが出会う場や情報の提供などの支援を行います。

取組	主な内容	取組の主体
地域情報の発信	◇市や社会福祉協議会による広報紙やホームページ，タネット（ケーブルテレビ）などを通じた市民交流のきっかけとなる情報などの提供・発信	地域と行政
	◇各地区で発行する情報紙，コミュニティペーパー，各種回覧物等の発行	地域と行政
地域におけるふれあいの場づくり	◇福祉会館や市民館，公民館，集会所，ふくしの駅，バンブー・ジョイ・ハイランドなど既存公共施設の有効活用	地域と行政
	◇地域資源（空き家，休耕田，空き店舗など）を活用した居場所づくり	地域中心
	◇市民参画による公園等の維持管理の推進	地域と行政
	◇総合型地域スポーツクラブ <sup>※29</sup> の活動推進・拡充	地域中心
サロン活動の促進	◇小地域福祉活動の一環として実施されるサロン活動などの実施支援	地域中心
障害のある人の活動の場の確保	◇障害福祉サービスによる日中活動の場の提供，地域活動支援センター <sup>※30</sup> 事業など	行政中心
親子のふれあいの場の確保	◇保育所，幼稚園，子育て支援センター <sup>※31</sup> などにおける交流事業，施設開放	行政中心
	◇子育てに関する自主グループの実施する学習・交流活動などへの支援	地域中心
子どもの居場所づくり	◇放課後児童クラブや児童館などの充実	地域と行政
	◇PTAが実施する事業などの支援	地域中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※29 総合型地域スポーツクラブ：人々が，身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで，子どもから高齢者まで，さまざまなスポーツを愛好する人々が，初心者からトップレベルまで，それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる，という特徴を持ち，地域住民により自主的・主体的に運営される。

※30 地域活動支援センター：地域で生活する障害のある人の日中活動の場として，創作的活動や生産活動の機会の提供，日常生活の支援，さまざまな相談への対応，各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開している。

※31 子育て支援センター：子育ての不安や悩みに対応し，子育て相談や情報の発信，遊びを通じた親子のふれあいを深める事業や，自主的なグループ活動の支援などの機能を有する施設。

## (2) 市民相互の支えあいの推進

### 【課題と方向性】

子どもや高齢者、障害のある人などに対する虐待、ひきこもり、ひとり親家庭などの増加が全国的に生じています。しかし、「消えた高齢者問題<sup>※32</sup>」や孤立死<sup>※33</sup>の問題にみられるように、さまざまな問題を抱えているものの、人と人とのつながりが希薄になり、支援の必要な人は地域から孤立しがちな状況にあります。また個人情報保護法に起因する福祉活動推進上の制約もあいまって、困っている人の所在やその内容に関する状況が容易に把握しにくい状況にあります。

これらの問題を早期に発見し、困っている人に対する適切な支援や福祉サービスに結びつけていくことが求められますが、そのためにも日頃からふれあう機会を増やし、悩みや相談ごとについて話しあえる場をつくっていくことで、地域に住む人々が地域の課題を共有し、問題解決にともに取り組むような支えあいのまちづくりを進めていく必要があります。

アンケート調査では地域福祉に関して自分が手助けできること、手助けしてほしいことを尋ねたところ、話し相手や相談ごとの相手、買い物などの簡単な用事の代行などの項目が比較的多くみられました。困ったときに気兼ねなく助けあえるような関係づくりを進めるためにも、各地域における小地域福祉活動を促進していく必要があります。

### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

#### ◆コミュニティ活動の振興

- 近所づきあいや地域の交流は活発なところとそうでないところの差が大きい。地域に無関心な人が増えてきたり、汗をかかない人が多い。
- ふれあう機会が少なく、困っていることなどの状況もわからないので、地域の行事や活動へ積極的に参加したり、定期的に近所で集まる機会をつくり、気兼ねなく話しあえる情報交換の場とする。
- 月に1度でも全家庭が集まる。小地域で班をつくって集まる。ただ、うまく進めていくには世話役、リーダー、協力者が必要。
- 回覧板を持っていくときに顔をあわせたり、物々交換など、小さなことから交流を深めていく。

※32 消えた高齢者問題：平成22年、多数の高齢者が公的記録上（戸籍上）では存在しているが、実際には生死または実居住地などの確認が取れなくなっていることが全国的に発覚した社会問題。

※33 孤立死：ひとり暮らしや夫婦・きょうだいで住む高齢者等が、地域から孤立した状態で亡くなること。

### ◆小地域福祉活動の促進

- 行政に頼らないよう住民意識を改革し、自分のできる範囲でのお手伝い、気軽  
にできるちょっとしたボランティアからはじめていく。
- 人のつながりが希薄になりかけており、自己中心的で協調性のない人が増えた。  
「強制」ではなく「共生」と思えるよう、思いやりや支えあいを気負わずにで  
きるようになることで、ちょっとした困りごとを助けあえないか。
- 連絡方法や世話をする人（役員）を交代制にし、見守りや声かけ、週に数回話  
し相手になるなど広く接点を持つ。
- 家事や移動のお助け隊などをつくる。難しい内容には各種サービスの説明や代  
行をしてあげる。
- ひとり暮らしの高齢者に近所どうして見守りや声かけを心がけ、ひとり暮らし  
の人の姿が数日見えないときは、訪問して声をかける。
- 喫茶式で時間を決めて行ける場所をつくったり、今あるサロンのやり方を工夫  
し、地域みんなが集う場にする。

### ◆生活課題や福祉ニーズの早期発見・対応

- 他人を気にしすぎ、恥ずかしがり屋が多く、支援が必要なのに救いを求めない  
人が多い。必要なときに必要な支援が受けられるように、困ったときに「助け  
て」といいやすいまちになればいい。
- 認知症などは、家族はなかなか外に話したがらず、気にはかけていてもどこま  
で踏み込んでいいのかが難しい。「何かあれば、助けてね」と近所の人にいえ  
る、ひとり暮らし・認知症を隠さないまち。
- 回覧版や配食などを通じて、家まで行き、世間話などをしながら元気が確かめ、  
ひとり暮らしの人が何を望んでいるかを知る。
- 守秘義務のある民生委員がひとり暮らしや認知症の人の所在を把握しておく。
- 現行のひとり暮らし老人巡回相談員<sup>※34</sup>以外に、近所での世間話ができるような  
雰囲気が必要。
- 町内行事で知りあい、地域の困りごと、地域でしたいことをふれあい教室など  
で話しあう。
- 各種団体、民生委員のつながりが必要。各地域の会合で地域課題などについて  
団体役員どうして話しあう場をつくり、地域の連絡網を整備し常に更新する。

※34 ひとり暮らし老人巡回相談員：ひとり暮らし高齢者の自宅を定期的に訪問し、安否確認や相談等を行う人。竹原市では民生委員・児童委員に委嘱。

【地域福祉推進に向けた取組】

①コミュニティ活動の振興

○相互に支えあい、助けあうコミュニティの形成をめざし、広報・啓発を通じてコミュニティ意識の醸成を図るとともに、さまざまな分野におけるコミュニティ活動、交流活動を促進します。

取組	主な内容	取組の主体
コミュニティ意識の醸成と活動支援	◇市民が地域への愛着を深め、コミュニティの大切さなどについて認識を深めることができるよう、広報・啓発や出前講座等の開催、生涯学習活動などを推進	地域と行政
	◇住民自治組織、自治会等の地域組織への各種支援を通じたコミュニティ活動の活性化	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組



## ②小地域福祉活動の促進

○民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会，住民自治組織，自治会など地域組織によるひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護者の見守りや声かけ運動，サロン活動など，小地域福祉活動を支援・促進します。

取組	主な内容	取組の主体
小地域福祉活動の促進	◇民生委員・児童委員，地区社会福祉協議会，住民自治組織，自治会等の地域組織，各種相談員などによる要援護者の把握や安否確認，サロン活動などの推進	地域と行政
	◇地域住民どうしの支えあいの大切さや福祉活動への参加意識の醸成，近隣協力体制づくりを図るための広報・啓発，各地区の活動内容の紹介と情報発信の支援，地域福祉活動について先進的に取り組む事例の紹介と顕彰	地域と行政
	◇小地域福祉活動や各地区で行われるボランティア活動の場（集会所など各種施設）の確保に向けた支援，関係各課，関係機関・団体との調整	行政中心
援護を必要とする人の把握と地域における情報の共有	◇ひとり暮らし老人巡回相談員と地域包括支援センター及び在宅介護支援センターによる見守りの連携強化	地域と行政
	◇地区社会福祉協議会単位など，援護を必要とする人と援護が可能な人を結びつけるコーディネーター役となる人材の確保・育成，そのための養成講座の実施	地域と行政
	◇地域包括支援センター及び在宅介護支援センター，障害者相談支援事業所，子育て支援センター等の相談支援担当者，要保護児童対策地域協議会 <sup>※35</sup> 関係機関など地域の福祉に関わる専門職による情報共有，連携の強化	地域と行政
	◇平常時の地域福祉活動，緊急時の避難支援・救助にあたっての個人情報の取り扱いに関するルールづくり	行政中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※35 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

**③生活課題や福祉ニーズの早期発見・対応**

- 各分野の専門機関と連携し、市民が抱える課題に応じて適切な相談支援やサービスに結びつけることができるよう努めます。
- 民生委員・児童委員や各種相談員をはじめとする市民との連携をより強化し、日常的な訪問、相談支援活動やアンケート、市民懇談会の開催などを通じて、地域の生活課題や福祉ニーズの把握に努めます。

取組	主な内容	取組の主体
地域における生活課題や福祉ニーズの把握と対応の検討	◇保健師の家庭訪問、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターと民生委員・児童委員の連携による小地域ネットワークの取組などを通じた要援護者の状況把握と個別対応の推進	地域と行政
	◇小地域におけるサロン活動など、地域の要援護者や介助者・支援者を招いた交流、情報交換の場を通じた福祉ニーズの把握	地域と行政
	◇市民の視点から地域の課題や施策ニーズを把握するためのアンケート調査、聞き取り調査の実施	行政中心
	◇社会福祉協議会が実施する地域福祉をテーマとした懇談会、ワークショップなどの実施支援	地域中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

## 2. 福祉活動の推進と担い手づくり

### (1) ともに支えあう意識の醸成

#### 【課題と方向性】

現在、社会には、高齢者や障害のある人、外国籍の人をめぐる問題、子どもや高齢者、障害のある人などに対する虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、いじめや自殺の急増など、さまざまな人権問題が存在しており、これらの人権問題は多様化・複雑化しつつあります。

アンケート調査の結果では、福祉への関心が高く、福祉活動の必要性についても多くの市民が認識しているところですが、実際に福祉活動に関わる人は限られ、若年者を中心に関心が薄い層がみられるほか、福祉というと「してあげる」、「してもらおう」といった固定的な関係でとらえる人が少なくありません。また、現在活動の担い手となっている人においては高齢化が進み、後継者不足や限られた人だけが活動に従事している状況など、一部の人の負担が大きくなっています。

地域福祉を進めるうえで、市民の一人ひとりが尊厳を持つかけがえのない存在として、互いの人権が尊重され、支えあうような地域社会を築いていくことが何よりも求められます。このため、市民・事業者・行政がともに人権問題や福祉課題に目を向け、差別や偏見の解消に取り組み、福祉活動の輪を広げていけるよう、市民の人権意識や福祉意識をより一層高めていきます。

#### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

##### ◆福祉や人権に関する意識の高揚、福祉教育、体験学習の推進

- ボランティア・福祉活動に参加することで人の役に立つ、自分の人生にもプラスになるという感覚を持つことができればいい。
- 福祉について地域で話しあう意識を醸成することで、福祉教育やボランティア意識の向上、地域にあった組織づくりをすすめる。
- 障害者福祉施設の行事に地域住民や学校、行政等がもっと参加することで関心を持つように心がけるなど、障害のある人とない人がともに安心して暮らせるやさしいまちになればよい。

【地域福祉推進に向けた取組】

①福祉や人権に関する意識の高揚

- 福祉や人権に関する市民意識の把握に努めます。また、広報紙やパンフレット、ホームページなどによる福祉や人権に関する広報・啓発活動を充実します。
- 学校・社会教育における人権教育・人権啓発の推進に努めるとともに、市職員、教職員、保健福祉関係者などに対する研修を充実します。

取組	主な内容	取組の主体
人権に関する教育・啓発の推進	◇広報紙やホームページ、タネット（ケーブルテレビ）、街頭啓発活動などによる人権啓発の推進	行政中心
	◇学校・社会教育における人権教育の推進	行政中心
	◇市職員などを対象とした研修の実施	行政中心
	◇人権相談・啓発や市民交流の場として人権センターや吉名隣保館を活用	行政中心
虐待予防に関する意識啓発と体制づくり	◇高齢者や障害のある人、子どもなどに対する虐待行為の予防、早期発見・早期対応についての広報・啓発	地域と行政
	◇高齢者等権利擁護ネットワーク <sup>※36</sup> <sup>※37</sup> をはじめ、障害者虐待防止センター（平成24年度以降に開設予定）、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、警察、医療機関、こども家庭センターなど、虐待防止・早期対応に向けた関係機関との連携強化	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※36 高齢者等権利擁護ネットワーク：高齢者の虐待や消費被害等の予防と早期発見・早期対応・再発防止，認知症への理解の促進，高齢者の権利擁護に取り組んでいくために，地域住民や地域の組織・機関などによる連携を目的として設置されたネットワーク。個別支援ネットワークと権利擁護ネットワークで構成される。

※37 権利擁護：自らの権利や福祉のニーズを表明することが困難な人（寝たきり，認知症の高齢者や障害のある人など）に代わって，その権利やニーズ表明すること。

## ②福祉教育，体験学習の推進

- 社会福祉協議会などの福祉関係団体と連携し，学校・地域・家庭における福祉教育，体験学習を推進します。
- 市民どうしの日常的な支えあいが発展されるよう福祉活動への理解と参加意識の高揚に努めます。

取組	主な内容	取組の主体
福祉教育の推進	◇学校，社会教育における道徳教育や福祉に関する学習，体験・交流活動の推進	地域と行政
	◇学校・幼稚園，保育所などと社会福祉協議会，民生委員・児童委員，福祉サービス事業者との連携の促進	地域と行政
	◇認知症の高齢者や障害のある人，ひとり親家庭などへの市民の理解を深める広報・啓発，交流機会の充実など	地域と行政
	◇認知症に対する正しい理解と認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター養成講座の開催	行政中心
市民講座等の実施	◇人権学習，男女共同参画など福祉や人権に関する市民講座の実施，出前講座等による講師（市職員等）の派遣	行政中心
	◇公民館事業の充実などを通じた社会人を対象とした福祉の学びの場の提供	行政中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

## (2) ボランティア活動・NPO活動の推進

### 【課題と方向性】

地域福祉活動の多くは、近所どうしによる身近な支えあいなど、地域の住民自身がボランティアとして参加することで支えられています。また、市内ではこうした地域に根ざした福祉活動も含めて、活動テーマや対象者の異なるさまざまなボランティア活動やNPO活動が展開されています。

アンケート調査によると、ボランティア活動をしていくうえで必要な条件として、好きなときに活動できることや自宅に近い場所であること、活動時間が長くないことなどが現在活動を行っている人、そうでない人の双方で条件としてあげられています。

少子・高齢化などに伴い、地域における見守りや支援が必要な人、福祉サービスに対するニーズは、今後さらに増加していくものと考えられます。こうした動きに対応できるよう活動の担い手の一層の掘り起こしを図るうえで、身近で気軽に参加できる雰囲気づくりや参加者どうしの誘いあい、参加意向に応える活動機会の提供などが重要となってきます。

今後は、市内で行われている多様なボランティア活動、NPO活動などに関する周知・広報に努めるとともに、地域における各種団体の連携を通じて地域における課題の把握に努め、幅広い市民にボランティア活動等への参加・参画を促進する必要があります。

### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

#### ◆ボランティアの育成・確保

- 活動メンバーの高齢化による後継者不足、役員任せがちであることなどが課題。
- 一人で参加するのではなく、なるべく友人を誘う。同じ想いの仲間を探す。支えあいのコミュニティに加わる。
- PTAの役員などが次は地域へと出ていけるようにするなど、家庭にいる若い人、子どもたちに働きかけ、ボランティアの心・芽を育てる。
- 核になる人から地域へ広がるように話を持っていく。また、ボランティア活動を受ける人・施設へのアピールも必要。

◆ボランティア活動への支援

- ボランティアを必要としている人がどんな支援を必要としているかがわかれば、参加・活動しやすいので、助けてほしいことを声に出しやすいまちにする。
- 「毎週必ず」といった活動は負担になる。
- 「できるときに、できることを」をモットーに自分のできる範囲で無理なく参加できるような活動にする。
- 活動の場となる集会所をもっと設置する。空き家などを活用する。
- 行政がもう少し地域に入って声かけや出前講座の実施や、若い世代（30～40歳代）から受講できる研修などを準備する。

◆市民活動の推進に向けた体制づくり

- 社協やボランティアグループが定期的に活動内容や連絡先を伝える。
- みんなで勉強会、話しあいをする。自分のしている活動について、自治会の回覧板、話しあいの席で発表する。
- 声をかけるときは集まりの目的が何かをしっかりと説明したり、新しく行事・活動に参加した人へ声をかけることで、参加のハードルを下げる努力をする。

【地域福祉推進に向けた取組】

① ボランティアの育成・確保

- 広報紙やホームページなどを通じて、ボランティア活動の意義や必要性を啓発するとともに、ボランティア団体や活動内容を紹介します。
- ボランティア活動に必要な基本知識や技能を習得するための講座の開催や情報提供に努めます。
- 社会福祉協議会やボランティア団体などと連携し、さまざまなボランティアの育成・確保に努めます。特に移動やコミュニケーションなどの支援が必要な人を支えるボランティアなどの育成と活動を促進します。

取組	主な内容	取組の主体
地域福祉活動やボランティア活動に関する啓発の推進	◇市や社会福祉協議会の広報紙やホームページ，タネット（ケーブルテレビ），出前講座などを通じた地域福祉活動やボランティア活動の意義，市内での活動状況，相談窓口などの周知・啓発	地域と行政
	◇社会福祉協議会のボランティアセンターや活動団体による情報発信の支援	地域中心
地域福祉の担い手，テーマ型ボランティアの育成	◇小地域福祉活動などの担い手となるボランティア，活動リーダーの育成	地域と行政
	◇手話・点訳など障害のある人のコミュニケーション支援に関するボランティアの養成に向けた各種講座の開催	地域中心
	◇社会福祉協議会によるボランティア研修などの開催	地域中心
	◇市内の小・中学校や高等学校における授業やPTA活動を通じたボランティアへの理解促進，生徒・保護者によるボランティア参加機会の拡充	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組



## ②ボランティア活動への支援

- 福祉に関わるボランティアの組織化を図るとともに、活動の場や資機材の提供、団体間の交流促進など活動支援に努めます。
- 福祉会館やふくしの駅など既存施設を活用し、市民が地域福祉活動やボランティア活動を行うための拠点を確保します。

取組	主な内容	取組の主体
ボランティア活動拠点の確保	◇福祉会館や市民館、公民館、集会所、ふくしの駅など既存施設を活用したボランティア団体などの活動拠点の確保、利用促進	地域と行政
資機材の提供	◇ボランティアグループなどへの録音機・点字器などの資機材の提供	地域中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

**③市民活動の推進に向けた体制づくり**

- ボランティア活動をはじめ市民活動の推進に向け、市民や関係機関・団体との相談・調整機能の充実に努めます。
- 社会福祉協議会の運営するボランティアセンターの活動を支援するとともに、地域における福祉コーディネーター<sup>※38</sup>やリーダーとなる人材、ボランティアの育成について、社会福祉協議会などに働きかけます。

取組	主な内容	取組の主体
市民活動推進体制の充実	◇ボランティア活動やNPO活動も含め、各種の市民活動を結びつけるための相談・調整機能の充実（特に災害発生時のボランティア窓口の明確化）	行政中心
	◇テーマ型のボランティア活動やNPO活動など、市民活動と住民自治組織、自治会などの地域組織との連携・協働の推進	地域と行政
	◇市職員のボランティア活動への参加促進	行政中心
ボランティアセンターの機能充実	◇社会福祉協議会のボランティアセンターによる地域福祉活動やボランティア活動に関わる人材養成機能の強化	地域中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

<sup>※38</sup> 福祉コーディネーター：地域での支えあいの輪を広げながら、福祉活動を深めていくために、何かを手伝いたいと思っている住民やグループに活動への参加を促したり、さまざまな分野で福祉活動を行っているグループや団体等の連携・協力を促進し、地域福祉活動がより円滑に行われるように調整を図る役割を担う人材のこと。

### (3) 地域福祉を進める人とネットワークづくり

#### 【課題と方向性】

地域の生活課題や福祉ニーズが多様化、複雑化するのに伴い、既存の行政制度やサービスだけでは、きめ細かな対応が図れない状況を迎えています。こうしたなか、市民が抱える課題に適切かつ効果的に対応するためには、市民どうしの助けあいや支えあいを基本とし、市民・事業者・行政の持つさまざまな「資源」を活用しながら、地域の力で問題解決にあたることが求められています。

地域には、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種団体、ボランティア団体等によりさまざまな活動が行われていますが、これらの地域で活動する団体間の「横のつながり」を強めていくだけではなく、既存の枠組みに捉われない新しい活動の仕組みについても考えていく必要があります。また、地域福祉活動の推進にあたって、さまざまな分野にわたる生活課題を解決していけるよう、福祉人材の育成を進めていかなければなりません。

#### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

##### ◆地域福祉の推進に向けたネットワークの形成

- 各種活動の対象者の枠をはずして考えることで、子どもから高齢者までだれでも集える場として、老人クラブ、サークル、住民手づくりのサロン活動の活発化など活動の輪を広げ、参加しやすい地域の輪、世代間交流の豊かなまちに。
- 地域活動、行事を一緒に行い、協力しあう。また、多くの団体の一本化は話しあってできないものか。

##### ◆地域福祉を推進するための人と仕組みづくり

- 若い人にも役についてもらい、順番にやっていくと人は育つ。そのためには若い人が参加しやすい地域の行事をつくる必要がある。
- 一人一役・世代別に地域で役割を決め、責任を持ってやってもらう。候補となる人に、現在のまとめ役の人と一緒に活動させる。
- リーダーを育成・選定し、選んだからにはリーダーに協力する。リーダーは平素からあまり一人で問題を抱え込まないようにし、相談がしやすいよう複数のまとめ役にする。
- 福祉の仕事をする若い人を育成する。雇用の場を増やす。

- 自治会やボランティア，各種団体，社協など連携による体制づくり。
- 年代別に意見を聞いたり，民生委員，ケアマネジャー，ヘルパーなどから意見を聞く。
- 地域マネーの活用やボランティア切符制度の導入，タネット（ケーブルテレビ）の活用による情報周知などについて考えてはどうか。

【地域福祉推進に向けた取組】

①地域福祉の推進に向けたネットワークの形成

- 住民自治組織，自治会や各種団体，地区社会福祉協議会，ボランティア団体などとの連携強化を図り，地域福祉の推進に向けたネットワークづくりを進めるとともに，団体間の情報交換などへの支援に努めます。

取組	主な内容	取組の主体
地域福祉の推進体制づくり	◇各種団体の連携を図り，生活や福祉に関する課題の情報交換や解決策の検討などを進め，活動における連携のあり方などを話しあうような共通の場の設置，運営に対する支援	地域と行政
	◇住民自治組織，地区社会福祉協議会の活動などへの行政職員の参画	地域と行政
	◇本計画や社会福祉協議会が策定する計画に関する内容の普及・啓発（広報紙，出前講座など）	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

## ②地域福祉を推進するための人と仕組みづくり

- 民生委員・児童委員活動に関する普及・広報に努めるとともに、研修などを通じて各委員のスキルアップを図ります。また、福祉・教育など関係機関と連携し、地域福祉の推進のための専門人材の育成・確保などに努めます。
- 地域の生活課題の解決や福祉活動の推進に向けた新たな取組について調査研究を進めます。

取組	主な内容	取組の主体
福祉活動に関する広報・情報発信	◇地区社会福祉協議会や各種ボランティアによる活動、民生委員・児童委員による活動、住民自治組織の活動などについて市や社協の広報紙、ホームページ、タネット（ケーブルテレビ）などを通じ広報・情報発信	地域と行政
民生委員・児童委員のスキルアップ	◇民生委員児童委員協議会と連携した各種研修の実施	地域と行政
福祉人材の育成	◇公民館事業、出前講座などによる啓発・人材育成（高齢者や障害のある人への支援、子育て支援など）	行政中心
	◇ボランティアなど、社会福祉協議会による福祉に関わる人材の育成に対する支援	地域中心
	◇地域の福祉専門職どうしの交流、情報交換を行うための場づくり	地域と行政
	◇福祉事業に従事するNPO、小企業、個人事業者など社会的企業家 <sup>※39</sup> の育成・支援	地域と行政
	◇福祉サービス事業者をはじめ、企業・団体・事業者等による地域貢献活動の促進	地域と行政
新たな仕組みの研究	◇若年者や団塊の世代などを対象に福祉活動への参加を働きかける仕組みなど新たな取組の検討	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※39 社会的企業家：社会問題の解決を目的として、医療、福祉、教育、環境、文化等の分野における収益事業に取り組む事業を創始した実業家のこと。

### 3. 各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり

#### (1) 情報提供体制の充実

##### 【課題と方向性】

介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て支援サービスなど、利用者が多様なサービスを主体的に選び、円滑に利用できるようにするためには、利用者である市民に対して、制度やサービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されることが必要です。

アンケート調査によると情報入手先として市の広報紙などが役に立っているという声が多くを占めていますが、半面、福祉施策の内容がわかりにくい、情報やサービスが市民に行き届いていないといった声も寄せられています。

地域のなかには、支援が本来必要であるにも関わらず、制度やサービスに関する情報が行き届いておらず、これらの利用に結びついていない人もいるものと思われることから、多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図ると同時に、地域におけるふれあいや交流を通じたクチコミなど身近な情報伝達と共有ができるような体制づくりを進めていきます。

##### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

##### ◆効率的でわかりやすい情報の提供、情報の共有と内容の充実

- 自治会から住民への情報伝達を工夫する。回覧板や広報への関心を高め、自治会の組単位での情報伝達を徹底する。
- 公民館や自治会の広報で福祉団体の名前や内容を広め、クチコミで幅広く伝える。
- 福祉サービスをPRする宣伝カーをつくり、月1回地域を回る。
- タネット（ケーブルテレビ）を活用したり、お得な情報や身近な人へのインタビューなど、楽しい話題を情報の中に盛り込む。
- 広報や福祉だよりに相談窓口の情報が載っているが、読んでいない人が多く、地域包括支援センターなど相談窓口を知らない人が多い。
- 緊急時の連絡先、かかりつけ医などを書いた安心カードをつくる。また、地域で把握した情報を行政が共有する場を整備する必要がある。
- 地域に関するいろいろな情報を発信する。

○地域の福祉サービス、サロンの一覧、利用対象者や利用方法などを紹介するパンフレットを作成し、各戸に配布する。福祉に携わるいろいろな人の関わりが見えてこないことが問題なので、より身近な連携の姿がわかるよう取り上げる。

【地域福祉推進に向けた取組】

①効率的でわかりやすい情報の提供

○必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど多様な媒体を通じて情報を提供し、福祉制度・サービス内容の周知に努めます。

○高齢者や障害のある人などが福祉制度・サービスに関する適切な情報を入手できるように、情報提供面での配慮に努めます。

取組	主な内容	取組の主体
福祉制度・サービス内容の周知	◇広報紙やホームページ、タネット（ケーブルテレビ）、各種制度に関するパンフレットを通じたわかりやすい情報提供の推進	行政中心
	◇福祉施設・サービス事業者の所在地と連絡先、災害時における危険箇所や避難場所、その他福祉や暮らしの安心につながるさまざまな内容が一覧できる福祉総合マップの作成支援	地域と行政
	◇支援を必要とする人々に対する福祉制度・サービス、小地域福祉活動などの内容についての情報提供と利用促進（住民自治組織、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体等を通じたクチコミによるアプローチなど）	地域と行政
情報入手が困難な人への配慮	◇声の広報の発行、手話通訳者などの派遣	地域と行政
	◇広報及び資料の作成・発行時の文字の大きさ、文章表現、レイアウトなどの見直し	行政中心
	◇外国語による情報提供の実施検討	行政中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

**②情報の共有と内容の充実**

○保健・医療・福祉など関係各分野の連携により、サービス関連情報の一元化や情報内容の充実を図ります。

取組	主な内容	取組の主体
総合的な健康福祉の連絡調整機能の強化	◇健康づくり・医療・福祉サービスに関する円滑な情報提供、相談支援を図るため、庁内関係各課の情報の共有・一元化を推進	行政中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組



## (2) 相談支援体制の充実

### 【課題と方向性】

市民のさまざまな不安に対応するため、市役所や社会福祉協議会の相談窓口をはじめ、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援などの分野別の相談機関、民生委員・児童委員などによる多様な相談支援事業が実施されています。しかし、アンケート調査では、こうした相談窓口への周知度は最も高い在宅介護支援センターでも約半数にとどまり、市民に対する相談窓口の周知が引き続き必要といえます。

地域福祉活動では、その出発点として、市民にとって何か困ったことが起きたときに身近なところで気軽に相談できる体制を整えておくことが重要です。また、身近な相談窓口から適切なサービス利用へとつなげていくために、地域の活動団体、専門機関、行政など関係機関が連携し、地域ぐるみで相談支援体制を築いていく必要があります。

このため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の各種団体との連携のもとに、市内の各地域における身近な相談支援体制づくりを進めるとともに、市民どうしの見守りや声かけといった相互の支えあいを促進していきます。

### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

#### ◆行政・関係機関における相談支援体制の充実

- 地域では話しづらいこともあるので、行政が公的な相談窓口を整備する。
- 福祉関係者と顔見知りになる。名前を覚える。
- できれば24時間対応の電話を設置する。

#### ◆地域における相談支援体制づくり

- 朝市はサロンと同じ。朝市のスタッフが民生委員や近くの在宅介護支援センターに相談・連携するシステムをつくる。
- 空き家の持ち主に了解をもらって身近で気軽に地域で困りごとの相談を受ける場をつくり、相談窓口に行く前の交通整理を行う。行政も「なんでも相談窓口」をつくる。
- 子育てや子どものことを何でも相談できる場や、子育ての知恵を若い親に伝える機会・場を持つ。
- サポートする人を養成する講座を多く開催する。

【地域福祉推進に向けた取組】

①行政・関係機関における相談支援体制の充実

- 市役所各窓口における相談支援体制を充実するとともに、地域包括支援センター・在宅介護支援センターや障害者相談支援事業所、子育て支援センターなど、分野ごとの相談体制の充実を図ります。
- 各分野の相談機関のネットワーク化を推進し、対処方法などの情報の集約・整理を進めます。また、より親切でていねいな相談サービスを提供できるよう、研修などを通じて担当職員の資質の向上を図ります。

取組	主な内容	取組の主体
相談窓口の周知	◇広報紙をはじめとする媒体や地域の福祉活動関係者のクチコミなどを通じた各分野の相談窓口の周知・広報	地域と行政
庁内相談窓口の連携	◇市役所各窓口、教育委員会など市民の相談に関わる担当課相互の連絡・調整、情報共有の推進	行政中心
個別分野ごとの相談支援体制の充実	◇地域包括支援センター及び在宅介護支援センター活動の充実（各種相談、訪問、調整、困難事例の情報交換、関係機関との連絡調整）	行政中心
	◇障害者相談支援事業、自立支援協議会 <sup>※40</sup> の充実（各種相談、情報提供、サービス利用の支援、困難事例への対応のあり方検討、関係機関との連絡調整）	行政中心
	◇緊急通報システム事業 <sup>※41</sup> による24時間コールセンターとの連携	行政中心
	◇家庭児童相談、ひとり親家庭相談の充実	行政中心
	◇特別支援教育相談委員会 <sup>※42</sup> や教育相談室・家庭児童相談室を中心とした関係機関の連携強化	行政中心
	◇サポートファイル <sup>※43</sup> の普及・啓発、サポートファイル検討委員会の開催	地域中心

※40 自立支援協議会：地域の障害福祉に関わる定期的な協議・調整の場として関係機関の参画のもとに設置。障害のある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進める。

※41 緊急通報システム事業：24時間利用できるコールセンターが、在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の日常の介護・健康相談や心の相談に応じ、定期的に安否確認を行っている。

※42 特別支援教育相談委員会：障害のある児童生徒の就学について、保護者、専門家の意見を聞き就学基準に基づいた適切な就学指導を行うための委員会。

※43 サポートファイル：障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたって安心して安全な生活を送ること、教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられることを願って、広島県が作成。A4のファイルに、健康や育ち・暮らし・特性等を記録しておき、本人のことをよく知ってもらうために活用するもの。

取組	主な内容	取組の主体
個別分野ごとの相談支援体制の充実	◇社会福祉協議会のふれあい福祉相談センター（ふくしの駅）における各種相談事業の充実	地域中心
	◇人権相談をはじめ各相談窓口における相談対応の充実	行政中心
	◇関係機関との連携を通じた悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供・啓発と相談体制の強化	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

## ②地域における相談支援体制づくり

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員などが進める相談支援活動を支援するとともに，社会福祉協議会，民生委員・児童委員，自治会，ボランティア団体などの相互連携を促進し，地域の要援護者を福祉施策・サービス利用へと結びつける仕組みづくりを進めます。
- 社会福祉協議会や地域の各種団体と連携し，市民が身近なところで気軽に相談を行える場づくりを進めます。

取組	主な内容	取組の主体
相談支援活動の促進	◇民生委員・児童委員などによる訪問・相談，要援護者の把握や安否確認	地域中心
	◇地域包括支援センター及び在宅介護支援センター，障害者相談支援事業所，子育て支援センター等の相談支援担当者，要保護児童対策地域協議会関係機関など地域の福祉に関わる専門職による情報共有，連携の強化（再掲）	地域と行政
	◇各種団体が取り組む相談事業の支援，周知・広報	地域中心
身近な相談支援体制づくり	◇地域で要援護者や何らかの不安を抱えている人の相談に身近に対応し，その内容に応じて行政・関係機関など必要な相談窓口へとつなぐ支援体制のあり方についての検討	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

### (3) サービス利用の仕組みづくり

#### 【課題と方向性】

福祉サービスの提供主体は社会福祉法人のほか、民間企業やNPOなど多様化してきています。これらの多様なサービスのなかから、適切なサービスを選び、利用していくためには、事業者やサービスの内容、利用方法などに関する情報が、利用者である市民に十分かつ適切に提供されるとともに、質の高い福祉サービスが確保されていることが必要です。

福祉サービスの利用にあたっては、判断能力が十分でない利用者が不利益を被るケースも考えられます。社会福祉協議会では、判断能力が十分でない人の日常生活を支援するため、福祉サービスなどの利用援助や日常生活上の金銭管理などの支援事業を行っており、成年後見制度<sup>※44</sup>とともにこうした利用者の権利を守るための制度について市民への周知を進めていくことが望まれます。

今後とも利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービス事業者によるサービスの質の向上への取組や、サービス利用に関する利用者の苦情相談を受け付ける仕組みづくり、関係機関による相互の連携を強めていきます。

#### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

##### ◆サービス提供体制の充実と質の向上、サービス利用者の権利擁護・生活支援

- 高齢者、障害のある人、子どもと分けた福祉サービスだけではなく、複合的に一緒にサービスが受けられるような仕組みづくりが必要。
- 認知症に対する理解を深め、正しい知識を得る機会を設けたり、認知症家族とのコミュニケーション・連携をとれる地域づくりを進めていく。

<sup>※44</sup> 成年後見制度：精神上の障害により判断能力が十分でない人が、財産管理や契約などで不利益を被らないように、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。裁判所の審判による法定後見と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく任意後見がある。

## 【地域福祉推進に向けた取組】

## ① サービス提供体制の充実と質の向上

- すべての人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉サービスの利用に際して不利益な扱いを受けた場合の相談窓口を充実するとともに、サービス事業者による自己評価など、サービスの質の向上に向けた取組を促進・支援します。

取組	主な内容	取組の主体
福祉サービス提供体制の充実	◇高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、次世代育成支援地域行動計画などに基づく福祉サービス等の提供体制の充実	行政中心
	◇生活支援サービスなど、きめ細かな福祉活動を展開する社会福祉法人、NPO、市民活動団体などの育成・支援	地域中心
	◇発達障害、高次脳機能障害 <sup>※45</sup> のある人、難病患者など、従来制度の対象とならなかった人々へのサービス提供の充実	行政中心
サービス利用に係る苦情などへの対応	◇関係機関と連携した苦情相談窓口の設置、介護相談員の派遣など	地域と行政
サービス事業者による評価の促進	◇サービス事業者による自己評価や第三者評価の推進	地域中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※45 高次脳機能障害：病気やけがなどで脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障害が起こってしまった状態。

**②サービス利用者の権利擁護・生活支援**

- 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）※46の周知に努め、判断能力に不安のある人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活が継続できるよう支援に努めます。
- 福祉サービスを提供する事業者、地域福祉活動に取り組む個人・団体などに対し、個人情報（プライバシー）の保護に関する周知・啓発に努めます。

取組	主な内容	取組の主体
権利擁護の推進	◇広報紙などを通じた権利擁護意識の啓発	地域と行政
	◇成年後見制度についての普及と利用支援	地域と行政
	◇地域で暮らす判断能力に不安のある人に対する行政職員や地域包括支援センター及び在宅介護支援センター、障害者相談支援事業所等の相談支援担当職員による支援体制の強化	地域と行政
	◇福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）による地域生活の支援	地域中心
	◇高齢者等権利擁護ネットワークによる取組の推進	地域と行政
個人情報保護に向けた啓発	◇個人情報保護のあり方に関する福祉サービス事業者などへの周知・啓発	行政中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※46 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）：認知症の高齢者や知的障害，精神障害等があるため判断能力が不十分な人が，自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。生活や福祉に関する情報提供や助言，手続きの援助，福祉サービスの利用料の支払い，苦情解決制度の利用援助などを実施するほか，日常的な金銭管理などを行うこともできる。

## 4. 人にやさしい福祉のまちづくり

### (1) 安全で暮らしやすい生活環境づくり

#### 【課題と方向性】

これまでの分野別計画の策定、また計画策定に向けたアンケート、ワークショップなどを通じて、多くの市民から道路交通面での課題を指摘されています。また、自家用車を利用できない人が安全で利用しやすい移動手段の確保、鉄道駅などにおけるバリアフリー化が中長期的な課題となっています。このため、安全な道路交通環境の整備に今後とも努めていくとともに、だれもが安心して利用できる交通手段の確保、交通施設の改善などについて引き続き関係機関に働きかけていく必要があります。

生活環境については、長年住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望む人が多く、すべての人にとって利用しやすい環境となるような配慮が必要です。また、高齢者や障害のある人、小さな子どもがいる世帯をはじめ、すべての人が社会に参加できるよう、安心して自由に外出できる環境づくりや多くの人々が利用する公共施設などにおけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン<sup>※47</sup>の視点に基づく整備などが必要となっています。

#### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

##### ◆すべての人が暮らしやすい生活環境づくり、バリアフリーのまちづくりの推進

○道路に段差があったり、幅が狭く危険なところ、坂道が多く、駅や公共施設での障害のある人などへの配慮が行き届いていない。

○福祉バスの運行など、買い物難民が出ないようにしてほしい。

<sup>※47</sup> ユニバーサルデザイン：建築物や一般向けの製品に高齢者や障害のある人向けの機能を取り込むだけでなく、はじめからすべての人が使えるように考慮したデザインのこと。

【地域福祉推進に向けた取組】

①すべての人が暮らしやすい生活環境づくり

- 段差の解消など、道路や歩道の整備・改善を図ります。また、道路の危険箇所を確認し、警察などとの連携のもと、市民周知や改善対策に努めます。
- 交通施設・車両などのバリアフリー化について事業者働きかけるとともに、市内における公共交通のあり方について市民・事業者とともに検討を進めます。
- 竹原市交通安全計画に基づき交通安全施策の推進を図ります。

取組	主な内容	取組の主体
道路、歩道の整備・改善	◇道路整備・改良時の歩道設置・拡幅、段差解消など	行政中心
	◇あんしん歩行エリア <sup>※48</sup> の整備・拡充	行政中心
	◇危険箇所の点検、改善	地域と行政
福祉バスの運行	◇福祉バスの円滑な運行、利便性の向上	行政中心
交通施設・車両等のバリアフリー化	◇鉄道駅舎などの環境改善や利便性向上など、関係事業者への働きかけ	地域と行政
公共交通のあり方検討	◇公共交通活性化協議会等におけるあり方検討（路線バス再編、市街地循環バス運行実証運行、フィーダー交通システム <sup>※49</sup> 導入、情報提供・利用促進など）	地域と行政
交通安全教育・啓発活動の推進	◇交通安全教育、街頭啓発、交通規制要望など	地域と行政

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※48 あんしん歩行エリア：交通事故の死傷事故の発生割合が高く、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区を「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、面的かつ総合的な事故対策を実施している。

※49 フィーダー交通：鉄道駅や幹線バス路線と、住宅地や集落の間を結ぶ支線交通のこと。



## ②バリアフリーのまちづくりの推進

- 「福祉のまちづくり」の普及・啓発に努めます。
- 多くの人々が利用する公共施設を整備・改修する際に、ユニバーサルデザインへの対応やバリアフリー化を進め、すべての人が安心して利用できる施設の普及に努めます。
- 支援の必要な障害のある人や高齢者などの在宅生活の維持・向上、介護者の負担軽減を図るため、住宅の整備を促進します。また、障害のある人・高齢者などに配慮した公営住宅の整備をめざします。

取組	主な内容	取組の主体
福祉のまちづくりに関する普及・啓発	◇関係法・条例などの普及・啓発，民間事業者などへの指導・助言	行政中心
福祉のまちづくりの推進	◇「福祉のまちづくり」の観点に基づく福祉的配慮のある施設整備，ユニバーサルデザインへの対応の推進	地域と行政
	◇既存公共施設におけるバリアフリー化	行政中心
住宅改修の促進	◇要介護・要支援認定高齢者や障害のある人などを対象とした住宅改修費の給付	行政中心
公営住宅のバリアフリー化	◇公営住宅の改修・建て替え時におけるバリアフリー化	行政中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

## (2) 生活安全対策の推進

### 【課題と方向性】

地域の高齢化が進み、障害のある人が増えつつある一方、従来緊密であった人と人とのつながりが希薄化してきたことや、大きな災害をあまり経験していない地域性などから防災に対する市民意識が高くないことを指摘する声がみられます。

これに対し、市では防災対策として、地域防災計画の推進や災害時要援護者避難支援計画の策定・推進などを通じ、支援が必要な人に関する日頃からの情報収集と地域をあげた情報の共有、避難誘導などの際の協力体制づくりを進めています。来るべき災害などの緊急時に見守りや支援を必要とする人々への支援が十分に行き届くよう、引き続き防災対策の充実に努めていかなければなりません。

また近年、高齢者や子ども、障害のある人などを対象とする犯罪被害が全国的に増加しており、竹原市においても関係機関・団体が連携し、市民の防犯意識を高めるための取組や、地域安全パトロールなどの防犯活動が市民参加のもとに展開されています。今後とも地域ぐるみで「みんなのまちをみんなで守る」という意識を共有し、地域の人々の協力のもとに防災・防犯活動を進めていきます。

### 【市民や福祉活動関係者のみなさんの声】

#### ◆防災対策と災害時要援護者支援体制づくり、防犯対策の推進

- 大きな災害などがなく防災意識が希薄化している。本当に災害が来るものと、一人ひとりが危機意識を持つ。
- 日頃から自治会や組単位などまとまりやすいグループで、ふだんから個々の家の状態を整理、一時避難場所などを決める。自助・共助による避難。
- 緊急連絡網を作成し、緊急時の対応について避難する順番や役割分担を決めておく。災害時には個人情報保護だけでなく、ある程度の情報提供も必要。
- ハザードマップ<sup>※50</sup>を作成し各戸に配布する。広報などでは読まない人もいるので自治会や役員で話題にし、住民に周知徹底する。
- 自治会、地区社会福祉協議会、住民自治組織による緻密な組織体制（情報伝達、必要な行動、役割分担）の整備。

※50 ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

- 自主防災組織の設置，活動に対する支援を行う。また，避難場所の決定に際して，行政は住民の意見を聴取することで，地域に合った対策を検討する。
- 小学生が帰宅して地域で遊ぶ時間帯は住民が注意して見守ったり，下校パトロールのときに家の近くまで送る。

**【地域福祉推進に向けた取組】**

**①防災対策と災害時要援護者支援体制づくり**

- 災害などの緊急時に備え，避難場所の周知や支援を必要とする人の把握の必要性について啓発します。また，いざという時に地域における自主的な防災体制が機能するよう研修会・訓練などの実施を支援し，リーダーの育成に努めます。
- 地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくとともに，災害発生後に高齢者をはじめとする要援護者が自宅や避難場所などで心身の健康を損なわないよう，各種の支援施策の実施に努めます。

取組	主な内容	取組の主体
防災意識の向上	◇広報紙や防災講演会，市民講座等を通じた防災意識の向上，住民自治組織等による防災マップの作成・配布など	地域と行政
	◇「竹原市洪水ハザードマップ」等の周知やマップを活用した防災学習の促進	地域と行政
自主防災組織の活動支援	◇未組織地区における防災関連組織の結成促進	行政中心
	◇防災訓練など防災関連組織の活動に対する支援，リーダー研修の実施など	地域中心
災害時要援護者の支援体制づくり	◇災害時要援護者避難支援計画に基づく対象者の把握，近隣協力体制づくりの推進	地域と行政
	◇災害時に特別な配慮が必要な人への避難誘導・介助，情報提供方法などの体制を整備	地域と行政
	◇要援護者の利用に配慮した避難所施設の改修，福祉避難所 <sup>※51</sup> のあり方についての検討	行政中心

〔取組の主体の凡例〕 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組

※51 福祉避難所：災害時に，介護の必要な高齢者や障害のある人等を一時的に受け入れて介護・支援する施設。

## ②防犯対策の推進

○防犯関連組織や警察など関係機関と連携し、市民の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図るとともに、防犯設備の充実に努めます。

取組	主な内容	取組の主体
防犯対策の推進	◇広報紙や講演会などを通じた防犯意識の啓発	地域と行政
	◇高齢者や障害のある人などに対する犯罪被害の防止 (振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底など)	地域と行政
	◇防犯関連組織や警察など関係機関との連携強化	地域と行政
防犯設備の充実	◇防犯灯など防犯設備の充実と適切な維持管理	地域と行政

[取組の主体の凡例] 行政中心：行政が中心となって進める取組，地域中心：地域（市民，各種団体，社会福祉協議会，事業者など）が中心となって進め，行政が支援する取組，地域と行政：地域と行政が力を合わせて進める取組